

## 暴力団排除に関する誓約書

生産性向上特別措置法にかかる先端設備等導入計画の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、石岡市長が必要と認める場合は、下記1及び2について、他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

年 月 日

石岡市長 今泉 文彦 様

住所又は所在地

〒 ー

商号又は名称  
及び代表者氏名

印